トド管理基本方針（平成２６年８月６日、令和元年８月２７日、令和６年７月２３日一部改正）の一部改正案

新旧対照表

改正案	現行
１．背景及び目的 （略）	１．背景及び目的 （略）
２．定義 （略）	２．定義 （略）
３．基本的考え方 （略）	３．基本的考え方 （略）
４．管理の目標 （略）	４．管理の目標 （略）
５．計画採捕数の設定 （略）	５．計画採捕数の設定 （略）
６．例外的な状況による措置 （１）～（４）（略） （５）各採捕期間において人為的死亡数の上限を上回る人為的死亡が生じた場合には、これを翌採捕期間から令和 10 年度採捕期間までの各採捕期間に等分し、該当地域における翌採捕期間以降の計画採捕数から差し引くこととする。 （６）（略）	６．例外的な状況による措置 （１）～（４）（略） （５）各採捕期間において計画採捕数や混獲枠を上回る人為的死亡が生じた場合には、これを該当地域における翌採捕期間の計画採捕数から差し引くこととする。 （６）（略）

７．留意事項 （略） ８．配慮事項 （略） ９．点検及び見直し （略） （別紙） （略）	７．留意事項 （略） ８．配慮事項 （略） ９．点検及び見直し （略） （別紙） （略）